

<議事内容について>

1 生産緑地地区の変更について

(1) 趣旨

生産緑地地区制度は、市街化の進展に伴う緑地の急速な減少により、良好な都市環境の確保のため、残存する農地等の計画的な保全を行う必要があること等から創設された。

本都市計画は、市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地の位置、区域及び面積を変更する。

(2) 変更の概要

面積：約629.46ha → 約612.20ha（約17.26ha減）

2 景観計画及び景観地区の変更について

- ・景観計画の変更（岡崎地域及び先斗町地域）
- ・景観地区の変更（歴史遺産型美観地区 先斗町界わい景観整備地区）

(1) 趣旨

ア 岡崎地域 「京都岡崎の文化的景観保存計画」策定に伴い、京都市景観計画を変更する。

イ 先斗町地域 界わい景観整備地区に指定し、地域の特性に応じたよりきめ細かな景観の保全及び創出を図ること等を目的として、景観計画及び景観地区を変更する。

(2) 変更等の概要

ア 岡崎地域 文化的景観に関する事項を追加

イ 先斗町地域 歴史遺産型美観地区一般地区 → 歴史遺産型美観地区先斗町界わい景観整備地区

3 地区計画の決定について（京都御苑東地区地区計画）

(1) 趣旨

京都御苑東地区計画の区域は、京都御苑の東側に位置した歴史的な神社の境内地を含む地区であり、周辺には、学校や寺院をはじめとした文化的資源となる建築物が集積し、京都御苑を中心とした文化ゾーンが形成されている。さらに、当地区は、京都御所等の歴史資源と緑豊かな自然環境が調和した優れた歴史的環境を有する地区である。

このような地区において、地区計画を定めることにより、京都御苑周辺の文化ゾーンとしての機能を維持しつつ、京都御苑と一体となった優れた歴史的環境を将来にわたって保全継承することを目標とする。

(2) 決定の概要

ア 地区の区分：A地区

(ア) 地区の面積：約0.9ヘクタール

(イ) 建築物等の用途の制限：次に掲げる建築物以外の建築を禁止

- ・ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ・ 巡査派出所、公衆電話所、公衆便所及び建築基準法施行令第130条の4（ただし、第3号を除く。）に規定する公益上必要な建築物
- ・ 上記の建築物に附属するもの

(ウ) 建築物等の高さの最高限度：建築物の高さは、10メートルとする。ただし、軒の高さ

が10メートル以下の場合で、勾配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、12メートルとする。

イ 地区の区分：B地区

(ア) 地区の面積：約0.3ヘクタール

(イ) 建築物等の高さの最高限度：建築物の高さは、10メートルとする。ただし、軒の高さが10メートル以下の場合で、勾配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、12メートルとする。

ウ 地区の区分：C地区

(ア) 地区の面積：約1.7ヘクタール

(イ) 建築物等の用途の制限：次に掲げる建築物以外の建築を禁止

- ・ 京都御苑又は駐車場の管理の用に供する建築物
- ・ 巡査派出所、公衆電話所、公衆便所及び建築基準法施行令第130条の4（ただし、第3号を除く。）に規定する公益上必要な建築物
- ・ 上記の建築物に附属するもの

(ウ) 建築物等の高さの最高限度：建築物の高さは、10メートルとする。ただし、軒の高さが10メートル以下の場合で、勾配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、12メートルとする。

4 市場の変更及びと畜場の決定について（京都市中央卸売市場第二市場及び京都市と畜場）

(1) 趣旨

第二市場及びと畜場は、「京都市中央卸売市場第二市場「京ミートマーケット」マスタープラン」に基づき、適正規模・機能を有する効率的かつ衛生的な施設として第二市場を改築するに当たり、必要な市場規模を明確にするとともに、その位置及び区域を都市計画に定めて、と畜場併設の卸売市場として専用的かつ恒久的な土地利用を図り、もって市民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的とする。

(2) 変更等の概要

名称	面積	変更等の内容
京都市中央卸売市場第二市場	約22,500㎡	変更
京都市と畜場	約22,500㎡	追加